

労務協会通信

協同組合 阪神中小企業労務協会
TEL 06-6482-2481 FAX 06-6482-1028

年末調整について

送信枚数 本紙含み 2 枚



平素は当協会の運営にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

今年も残すところあとわずかとなり、年末調整の時期が近づいてまいりました。当協会を通じて年末調整業務をさせて頂いている事業所におかれましては、税務署から年末調整関連の書類が届いているかと思われるので、扶養控除等申告書、保険料控除申告書などの準備が出来次第少しづつ整理をおこなって頂いて、年末調整計算業務の際には余裕を持って担当者が各種資料をお預かりできる様、皆様のご協力をお願い致します。ご不明な点は、逐次担当者までご連絡下さい。

☆ 各控除と年末調整に必要な書類

扶養控除 (配偶者控除、 配偶者特別控除)	扶養控除等(異動)申告書 ※配偶者等の扶養家族にアルバイト・パート等の給与所得がある方については、「給与所得の源泉徴収票」等、22年分の所得が確認できる書類(金額の申し出だけでも結構ですが、ご本人から申告された配偶者等の収入額が実際の金額と異なっている場合は是正の対象となりますのでご注意ください)
社会保険料控除	・国民年金保険料控除証明書(必須) ・国民健康保険料等は支払った年間額が分かれば添付書類は不要(配偶者、扶養者分についても本人が保険料を負担していれば控除の対象にできます)
生命保険料控除	生命保険料控除証明書(各保険会社より送付)
地震保険料控除	地震、旧長期損害保険料控除証明書(各保険会社より送付)
小規模企業等掛金控除	支払証明書
住宅取得等特別控除※	・住宅取得等特別控除申告書(初年度に確定申告をしていれば、2年目以降分はまとめて税務署より送付されます) ・金融機関等が発行した借入金の年末残高等証明書 ※今年住宅を取得された方については確定申告となります

本年新たに入社された方で前職のある方は、前職分の源泉徴収票(平成22年分給与所得の源泉徴収票)をご用意下さい。

なお、今年の年末調整に係る改正点については、実務上大きな改正はありません。ただし、平成23年1月からの給与の源泉徴収事務について大幅な改正が行われます。次ページ以降掲載致しますので、来年からの源泉徴収事務についてご注意ください。

年末調整について P.2

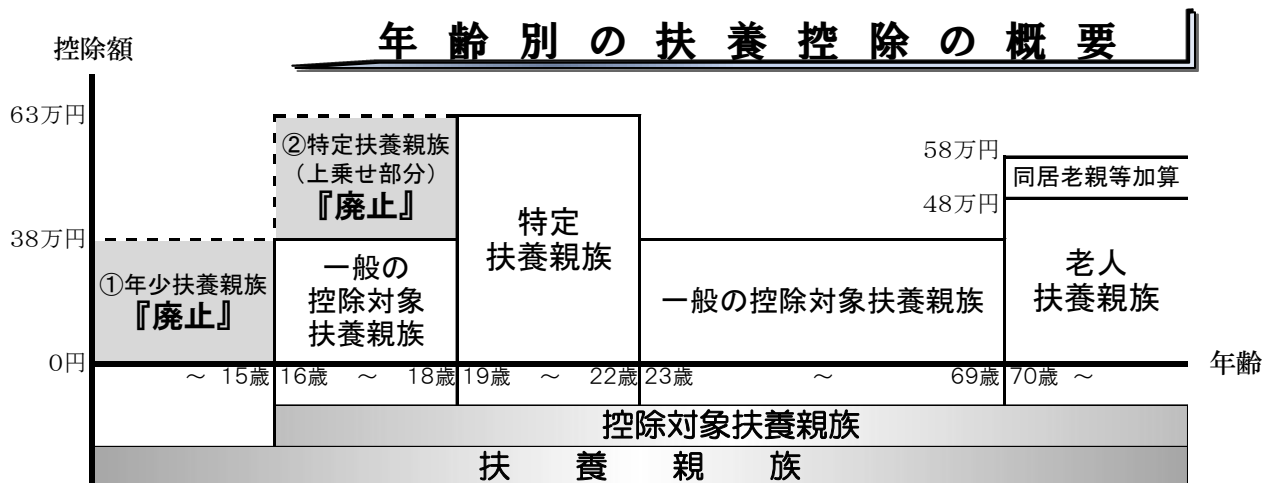
送信枚数 本紙含み 2 枚

平成23年から変わる事項

☑扶養控除の見直しが行われます

平成22年度から子ども手当の支給が開始されていますが、これに関連して平成22年度の税制改正が行われた結果、扶養控除の範囲が縮小される事となりました。

- (1) 16歳未満の扶養親族に対する扶養控除が廃止されました。(下表①参照)
- (2) 16歳以上19歳未満の扶養控除の上乗せ部分(特定扶養控除 25万円)が廃止され、これらの方の扶養控除の額は通常の控除額38万円のみとなりました。(下表②参照)



※この改正は平成23年1月1日以降支払う給与から適用されます。

16歳未満の扶養控除対象親族については、平成23年1月以降の給与からの源泉徴収事務において対象人数に含めないよう注意して下さい。

☑同居特別障害者加算について見直しが行われます。

上記の通り、年少者の扶養親族に対する扶養控除が廃止されたことに伴って、同居特別障害者に対する障害者控除の額が改正となり、改正後の扶養控除全体の控除額は以下のようになります。

改正後の扶養控除額の概要

区	分	控除額	
配偶者控除	一般の控除対象配偶者	380,000円	
	老人控除対象配偶者	480,000円	
扶養控除	一般の控除対象扶養親族	380,000円	
	特定扶養親族	630,000円	
	老人扶養親族	同居老親等以外の者	480,000円
		同居老親等	580,000円
障害者控除	一般の障害者	270,000円	
	特別障害者	400,000円	
	同居特別障害者	750,000円	

障害者控除は扶養親族が年少扶養親族である場合においても適用されます

※この通信には主だった改正点を抜粋して掲載しています。

その他詳細については、国税庁HPの「平成22年分 年末調整がよくわかるページ」を参照してください。